

海産物の電話勧誘トラブルに注意

【事例】以前力ニを購入した業者から電話があり「また力ニを購入しないか」と勧誘された。一度は断ったがしつこく勧誘され、断りきれずには承諾してしまった。落ち着いて考えると、やはり不要なのでキャンセルしたい。



【アドバイス】例年、年末になると海産物の電話勧誘に関する相談が、消費生活センターに多く寄せられます。電話勧誘のやりとり中に、「契約しない」と意思表示した人に対して、勧誘を続けることは禁止されています。必要ないときは、「結構です」など曖昧な言葉ではなく、「必要ないです」とはっきり断りましょう。

契約してしまっても電話勧誘の場合、8日以内であればクーリング・オフできます。また、トラブルを防ぐために勧誘電話を受けたときには、事業者名や電話番号などをメモしておくようにしてください。また、商品が届いてしまったときは、宅配業者にクーリング・オフすることを伝えて受け取り拒否しましょう。伝票に書かれた差出人の情報をメモして消費生活センターへご相談ください。

【問】消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎ 0944-76-1004）

7 広報やながわ 2024.12月

柳川・みやま
消費生活センター

0944-76-1004

柳川市マスコットキャラクター
ごっぽり

みやま市マスコットキャラクター
くすっぴー

これで防ごう！

悪質商法

- 玄間に鍵扉ごしに対応を！
- 二セ電話もしつこい電話も留守番電話
- 契約内容や条件をしっかり確認
- いらないときははっきりいりません
- うまい話にのらない

大丈夫かな？しまった！そんな時は…

一人で悩まず相談を！

柳川・みやま
消費生活センター ☎ 0944-76-1004